## 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例(案)概要

	項目	改 正 案	現 行	施行期日
特別区民税	1 住宅借入金等特 別税額控除の適用 期限の延長	右記の対象者に平成31年7月から平成33年末までに入居した者を加える。	【住宅借入金等特別税額控除】 所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度分の特別区民税から控除する。 1 対象者 平成21年から平成31年6月末までに入居した者 2 控除期間 入居した年の翌年から10年間3 控除額次のいずれか少ない額 (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額×5分の3 (2) 所得税の課税総所得金額等の額×100分の4・2(上限額は、8・19万円)4 控除方法 税額控除 平成11年から平成18年までに入居した者に対する住宅借入金等特別税額控除は、平成20年度分から平成28年度分までの特別区民税に適用	公布の日
	2 肉用牛の売却に よる事業所得に係 る課税の特例の適 用期限の延長	右記の特例の適用期限を3年延長し、 <u>平成33年</u> 度までとする。	肉用牛の売却による事業所得について、免税対象 飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合 におけるその超える部分の所得に係るものを除き、 所得割を課さないこととする。 適用期限:昭和57年度から <u>平成30年度まで</u>	公布の日
	3 優良住宅地等に 係る長期譲渡所得 の課税の特例の適	右記の特例の適用期限を3年延長し、 <u>平成32年</u> <u>度まで</u> とする。	優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると 認められる土地等の譲渡について長期譲渡所得の課 税の特例を適用する。	公布の日

	用期限の延長	適用	用期限:昭和63年度から <u>平成29年度まで</u>	
	4 特定配当等に係 る所得等に関する 課税の特例の見直 し	された事項その他の事情を勘案した課税方式によ	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所 等について、他の所得と区分し、区民税の税率を 00分の3とする。	公布の日
	1 税率の見直し	でに新規取得した3輪及び4輪以上の軽自動車(新車に限る。)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れ た環境負荷の小さいものについて、平成30年度・た環境	平成28年4月1日から平成29年3月31日ま こ新規取得した3輪及び4輪以上の軽自動車(新 こ限る。)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れ 環境負荷の小さいものについて、 <u>平成29年度</u> 分 税率を次のとおり軽減する。	公布の日
		区分軽減率	区 分 軽減率 電気自動車及び天然ガス自動車(1) 75%	
		H32 燃費基準 + 30%達成 5 0 %	H32 燃費基準 + 20%達成 5 0 %	
		及びハイブ +10%達成 25%	ガソリン車 及びハイブ リット車 (2) H32 燃費基準達成 H27 燃費基準 + 35%達成 50%	
		貨物用 H27 燃費基準 + 15%達成 2 5 %	貨物用 H27 燃費基準 + 15%達成 2 5 %	
軽自動車税		<ul><li>1 平成21年排出ガス基準値より10%以 上窒素酸化物の排出量が少ないもの<u>又は平</u> 成30年排出ガス規制に適合するもの</li></ul>	<ul><li>1 平成21年排出ガス基準値より10%以 上窒素酸化物の排出量が少ないもの</li><li>2 平成17年排出ガス基準値より75%以</li></ul>	
		<ul><li>2 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成30年排出ガス基準値より50%以上窒</li></ul>	上窒素酸化物の排出量が少ないもの	
	2 賦課徴収の特例 の創設	素酸化物の排出量が少ないもの 税率の特例(軽課)に係る軽自動車税について、 納付すべき軽自動車税の額に不足が生じた原因が、	新設〕	公布の日

偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるとき、賦課徴収の特例を適用する。

- 1 賦課徴収の特例 当該不足額に、100分の10の割合を乗じて 計算した金額を加算する。
- 2 対象 当該認定等の申請をした者又はその一般承継人
- 3 その他 平成28年度分までの軽自動車税について、不 足額が生じた原因が、当該不足額に係る軽自動車 の所有者以外の者(以下「第三者」という。)に あるときは、当該第三者に対して当該不足額に係 る軽自動車税の納付を申し出る機会を与え、当該 申出をしたときは、当該不足額に係る軽自動車の

所有者とみなす。